

# 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS第16号「リース」の適用状況についてのコメント募集を開始

IASBは、2025年6月17日に、IFRS第16号「リース」の適用状況についてのコメント募集を開始しました

IFRS®会計基準

リース

情報要請

適用後レビュー



## News

- 今回のコメント募集は「適用後レビュー」の一環として、IFRS第16号がその開発時の意図を達成できているかを評価する目的で行われるものです。コメント期間は**2025年10月15日**までです。
- 今回の質問には、第一フェーズの議論で寄せられたIFRS第16号に関する利害関係者からのコメント等を踏まえて、**IASBが検討すべきと特定した事項が含まれています**。
- 質問にはセール・アンド・リースバックの会計処理に関するものも含まれており、日本の新リース基準との重大な基準差異であるセール・アンド・リースバックの会計処理が、これを機に**将来的に縮小する**可能性もあります。



## Background

2019年のIFRS第16号「リース」の適用開始から約5年が経過し、実務上の会計処理は一定程度定着してきたものと考えられます。

第一フェーズでは、**現行IFRS第16号の要求事項を今更大幅に見直すことは望まないとの声**が強く聞かれた一方で、**セール・アンド・リースバック取引の会計処理等、懸念が表明されている論点**もあります。今回の適用後レビューによるコメント募集で寄せられたコメントをもとに、IASBで検討が行われ、**基準の追加改訂が必要かなど、今後の計画が策定されること**になります。



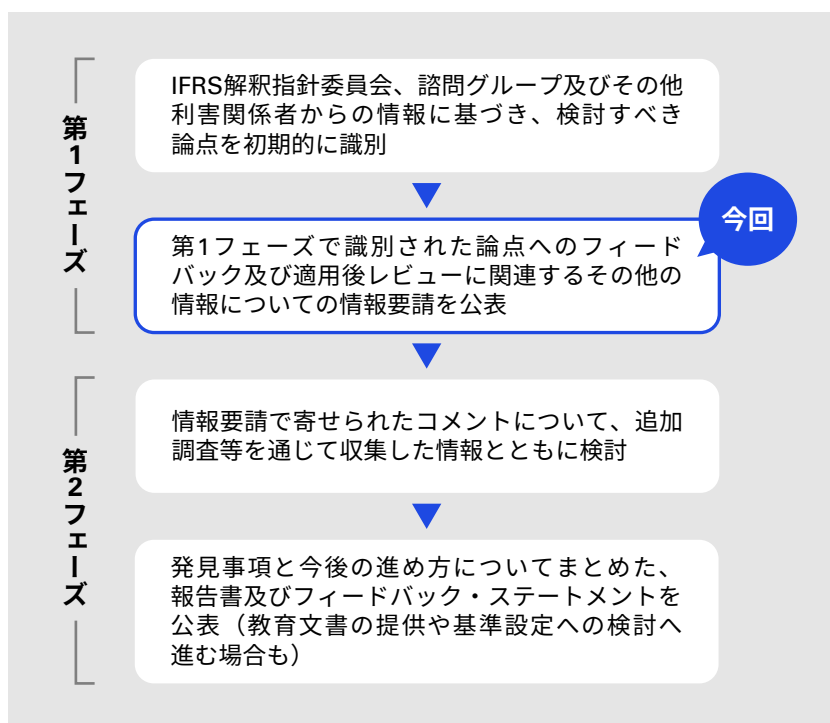
## Insight

リース期間等の一般論点以外にも、例えば、賃料減免をリースの条件変更と扱うか、それともリース負債の認識の中止として扱うかなど、**さまざまな論点**が質問に含まれています。リースの識別など、明示的に質問されていない項目についても、もちろんコメント提出は可能です。

どのような意見や提案が実務の場から寄せられIASBで検討が行われるか、**新リース基準導入を控える日本企業においても注目**です！

## 1. 適用後レビューにおける情報要請とは

適用後レビューは、新しいIFRS会計基準の開発や既存のIFRS会計基準の大規模な改訂後に行われるもので、基準上の新たな要求事項が財務諸表利用者、作成者等へ与えた影響が、基準開発時に意図されたものに適っているかをIASBが評価することを目的としています。通常2つのフェーズにより実施され、今回の情報要請は第1フェーズの結果を受け、利害関係者からのコメントを募集するものです。



## 2. 第1フェーズで寄せられた意見とコメント募集の概要

第1フェーズで利害関係者から寄せられた主な意見と、それを踏まえたコメント募集の概要は以下のとおりです。

### (1) IFRS第16号の全体的な評価

第1フェーズでは、多くの財務諸表利用者から、IFRS第16号は「リースの本質は資金調達に準ずる」との考え方を体現するものとして高く評価されており、特にリースを多用する小売、航空、通信などの業界では財務報告の透明性が高まりその質が改善したとの意見がありました。一方で、キャッシュ・フロー情報の複雑さや、借手においてもファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分して会計処理する米国会計基準との比較可能性に課題があるとの意見もありました。

これに対し、多くの作成者からは、すでに実務は定着したとして基準の要求事項の改めでの大幅な変更は望まないとしつつも、果たしてコストに釣り合う便益があるのか、懐疑的な意見もかなりあったようです。これらを踏まえ、主に以下のような事項についてコメント募集が行われています。

- IFRS第16号はその目的を達成しているか。
- リースに関する財務情報の質の改善、適用に係る継続的なコストは、IASBが予想したとおりか。

### (2) 借手の情報の有用性：判断の介在、キャッシュ・フロー情報、測定に関するコスト

第1フェーズでは、特にリース期間の決定における「合理的に確実」の評価について、複雑な判断を要するとの意見がありました。また、財務諸表利用者からは、リース関連の支払いがキャッシュ・フロー計算書で分かれて表示されることが複雑で分析を困難にしているとあり、開示の拡充が要望されています。加えて、リース負債の測定に関して割引率の決定は複雑でコストが高く、特にリース負債の再測定の要求事項についてもコストと便益のバランスに懸念が聞かれました。これらのコメントを踏まえ、主に以下のような事項についてコメント募集が行われています。

- IFRS第16号の要求事項が、企業が適切な判断を行うための明確かつ十分な根拠を提供しており、当該要求事項が一貫して適用され得るか。
- 借手のリース関連のキャッシュ・フロー情報の質及び比較可能性の改善は、IASBの想定と異なっているか。
- 測定に関する継続的なコストについて予想を大幅に上回っていると考えるか。また、リースに関する財務情報の有用性に大きな悪影響を与えることなくコストを削減する提案がある場合には、その内容。

### (3) 経過措置

IFRS第16号への移行においては複数の経過措置が認められており、実務上の簡便法は企業にとって有用だったとの意見が多く聞かれました。これらのコメントを踏まえ、主に以下の点が聞かれています。

- IFRS第16号移行時の経験に基づいて、今後経過措置を策定する際に、IASBに推奨することはあるか。

#### (4) IFRS第16号と他の会計基準との関係性

##### (i) 賃料減免の会計処理（IFRS第9号との関係）

リース負債の認識の中止については先般IFRS第9号が改訂され、その影響は純損益に認識すべき旨、明確化されました。しかしながら、賃料減免が行われる際にどの基準が適用されるのか、つまり、借手はIFRS第9号に基づいてリース負債の一部を認識中止して純損益を認識するのか、IFRS第16号に基づく「リースの条件変更（対価の変更）」として、リース負債の再測定差額につき使用権資産の帳簿価額を減額（純損益は認識しない）するのかがそもそも明確ではないとして、明確にすべきとの意見がありました。そのため、以下の観点からコメント募集が行われています。

- ・ 情報要請に記載されている賃料減免（リース契約の唯一の変更が、借手から支払われるリース料を免除することである場合）はどのくらいの頻度で発生し、会計処理にはバラつきが生じていると考えるか。
- ・ 手当が必要か。対応による便益はコストを上回ると思うか。

##### (ii) セール・アンド・リースバック取引（IFRS第15号との関係）

資産の譲渡がリース（バック）を伴う場合に、IFRS第15号の売却要件を満たすかどうかの判断が困難であるとのフィードバックがありました。また、IFRS第16号ではセール・アンド・リースバック取引において売買処理とする場合であっても、買手に移転された権利に対応する部分のみの損益しか認識しませんが、これがIFRS第15号の会計モデルと整合しない懸念があるとの意見も聞かれています。これらのコメントを踏まえ、主に以下のような事項についてコメント募集が行われています。

- ・ セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が売却に該当するかどうかを評価する際に、困難を感じているか。また、資産の譲渡が売却に該当するかどうかについて、売手かつ借手が判断することを支援するためにIASBが行動すべきと考える場合、解決策の便益がコストをどのように上回るかを含む提案内容。
- ・ セール・アンド・リースバック取引において認識する損益の額を制限することは、有用な情報を提供しているか。また、部分的な損益認識の要件を適用するコスト及びその結果得られる情報の有用性が予想されたものと大きく異なることを示す新たな証拠等はあるか。

### 3. コメントの提出について

コメント期限は2025年10月15日で、だれでもコメントの提出は可能です。

第1フェーズで利害関係者から聞かれた意見とされているものは、日本における新リース基準の導入を考えるうえで、どのような点が課題になりうるか、示唆に富むものがあるといえそうです。

#### 編集・発行

##### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。